

新型コロナウイルス感染症の法人及び事業所の対応について

<全事業所共通>

厚生労働省のホームページ、障害福祉等サービスにおける新型コロナウイルス感染症の対応等について を踏まえ、感染防止を最大限に強化し、柔軟な事業運営をすすめます。

令和2年4月7日社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）を踏まえ、対応します。

- ・職員については出勤前に各自で体温を計測し、37.5度以上の発熱が認められる場合には、出勤停止、過去に発熱が認められた場合にあっては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取り扱いとします。

- ・事業所内に「一般的な感染症対策」「マスクについて」「咳エチケット」「手洗い」についての掲示を徹底し、感染症の拡大防止に努めます。

- ・見学者については、できる限り延期をお願いし、積極的な受け入れを行いませんので、ご協力をお願ひいたします。

- ・イベント開催及び参加の自粛をすすめております。

- ・就職活動中の面接については、原則個別対応とし、一般的な感染症対策に準じてご理解いただき、受け入れるものと致します。

- ・業務以外の日々の過ごし方において、ステイホームは守っていただく。具体的には、生活に必要な場所以外、できる限り外出しない。例えばカラオケなど、3密を満たす場所には絶対に行かないことを全職員に周知します。

- ・職員が感染予防・対策に対する正しい理解、利用者に感染予防・対策に対する正しい理解を促します。

- ・密集しないスタッフルームの環境をつくるため、交通機関利用には時差出勤、マイカー通勤への切り替え、できる限りの在宅勤務の整備に取り組んでおります。

<相談支援センターくらふと>

1. 利用者への感染を防ぐために

以下の対象者については、どのような手段でのモニタリングが適切かを個別に判断しながら対応します。

<対象者>

- ・咳、発熱等を伴う不調の訴えがある方
- ・高齢者（65歳以上）
- ・基礎疾患のある方（糖尿病や免疫系の難病等）